八、深夜業禁止ノ件（前日提案）

宜シク可決

一、当業従事者ノ生地 仍テ之ヲ可決ニ従ヒ当
御??絶エルナリ

二、特ニ現在深夜業ニ従事セル労働者ニ
ソノ禁止実施ニ付テハ労働団体ノ
協調ニ御理解絶ニ努ムルナリ

三、深夜業禁止ノ存在スル工場ヲ個人ニ訴ヘ
公共ニ関シテ禁止実施ノ具体的方案ヲ
公表セシムルコト

四、争議ノ際ニ労働組合ニ加ヘルコト
??業ニ限リ労働団体ノ
???団体ト協力シテ政府ニ
シテ政府ニ要求スルコト

決議

我等ハ労働者ノ中核ニ???
九モノトシテ深夜業ノ絶対禁止
図ラン

九、婦人労働時間短縮ノ件

（全上提案）

宜シク可決